

山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰により生産コストが増加している農家を支援するため、施設栽培等の農家に対しこれらを緩和する、「山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業を営む町内に住所を有する個人及び町内に本店を有する法人をいう。
- (2) 施設園芸の加温等 農業用ビニールハウスのボイラー等で室温管理をすることをいう。
- (3) きのかき培地 きのかきが生育する土台となるものをいう。
- (4) 燃油 施設園芸の加温等、きのかき培地の殺菌に要するために使用するA重油又は灯油をいう。

(補助対象等)

第3条 補助対象、補助対象事業者、補助対象期間及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「事業者」という。)は、山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 事業者は、補助対象期間中に供給した燃油について、山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業実績報告書(様式第2号)(以下「実績報告書」という。)により町長に報告するものとする。

- 2 実績報告書には、燃油の数量報告書、取引明細一覧等を添付するものとする。

(検査及び補助金の確定)

第6条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査員を任命し検査を命ずる。その結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の変更承認申請）

第8条 補助事業の内容を変更しようとするときは、山ノ内町原油価格高騰に関する農業経営緊急対策事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。なお、適用日までに申請のあったものについては、従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象	補助対象事業者	補助対象期間	補助金額
平成19年から続く原油価格の高騰により生産コストが増加している農業者等の施設園芸の加温、きのこ培地の殺菌に要する燃油に対し補助するものとする。	農業者等に燃油を供給する事業者 1 ながの農業協同組合 2 その他町長が認めたもの	4月から5月末及び11月から翌年3月末	1リットル当たり1円 (但し、予算の範囲内)
令和4年新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」創設に伴い、対象期間において農業者等の施設園芸の加温、きのこ培地の殺菌に要する燃油に対し補助するものとする。	農業者等に燃油を供給する事業者 1 ながの農業協同組合 2 その他町長が認めたもの	令和4年8月から令和5年2月末	1リットル当たり15円 (但し、予算の範囲内)